

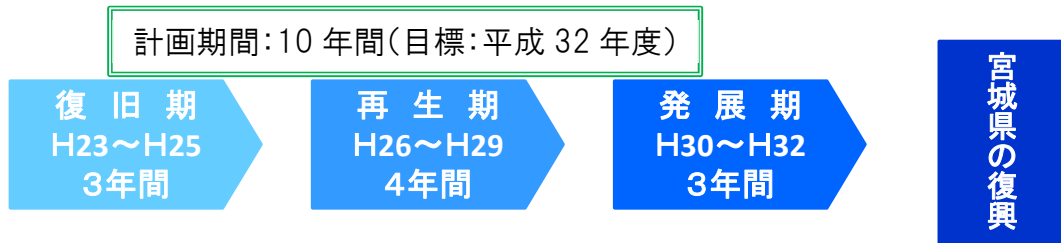
第 **3** 章

「災害に強いまちづくり宮城モデル構築」

1 上位計画との関わり

(1) 宮城県震災復興計画

県は、平成 23 年 10 月に今後 10 年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定しました。復興を達成するまでの期間をおおむね 10 年間とし、平成 32 年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の 3 期に区分します。特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけるものです。



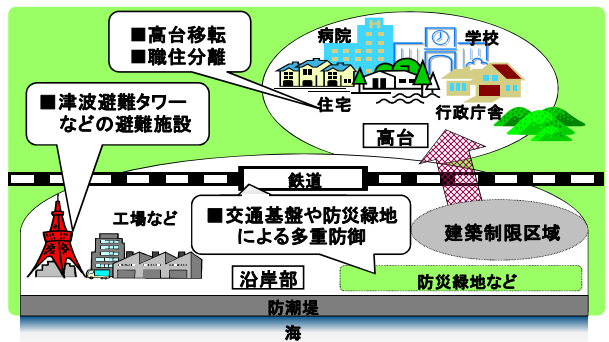
単なる復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行っていく必要があるため、以下の 10 項目を復興の推進ポイントとし、その実現に向けて国へ提案・要望するとともに、県民や市町村と一体となった取組を推進しています。

復興のポイントの一つ目に「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」が掲げられ、これは高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から震災教訓を活かした災害に強いまちづくりを進めていくものです。

■復興のポイント

- 1 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築
- 2 水産県みやぎの復興
- 3 先進的な農林業の構築
- 4 ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
- 5 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
- 6 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築
- 7 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
- 8 災害に強い県土・国土づくりの推進
- 9 未来を担う人材の育成
- 10 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

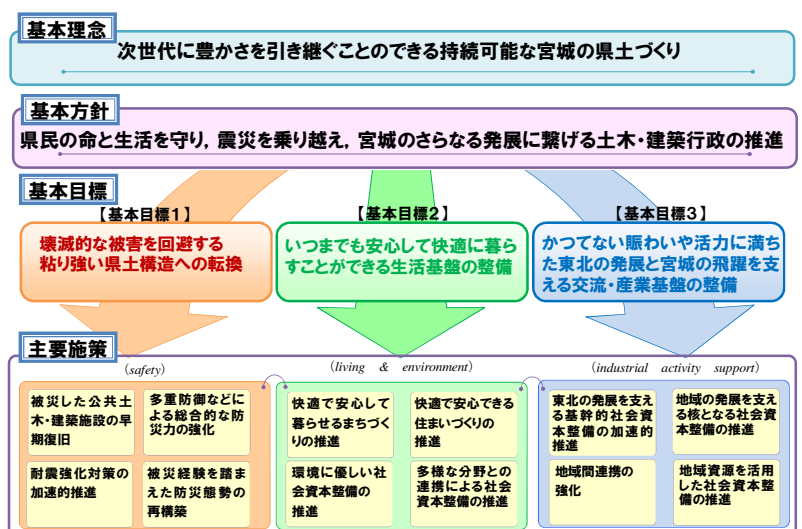
【高台移転・職住分離・多重防御のイメージ】



(2) 宮城県社会資本再生・復興計画

土木部では、「宮城県震災復興計画」の部門別計画として、「宮城県社会資本再生・復興計画」を平成 23 年 10 月に策定しました。この計画は、未曾有の大震災、大津波の教訓を踏まえて、大震災からの復興に向けた土木・建築行政の基本理念をはじめ、今後 10 箇年の主要施策や行動計画等を盛り込み、新しい視点での社会資本のあり方を提示したものです。

計画では、従来計画よりも豊かさや安全・安心を実感できる復興として、「災害に強い県土構造への転換」を掲げ、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を推進します。



2 平成 24 年度 土木部の重点方針

(1) 基本理念・基本方針

■ 基本理念

次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能な宮城の県土づくり

東日本大震災からの復興に向けては、極めて甚大な被害からの回復に加え、現代社会の抱えている様々な課題を克服することにより、地域の目指す将来像の実現を図ります。

「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能な宮城の県土づくり」の理念のもと、大震災の被災経験を新たな県土整備の出発点と捉え、震災前以上の発展を目指し、復旧にとどまらない抜本的な再構築により、被災地の一日も早い復旧と美しいふるさと宮城の復興に向けて取り組んでいきます。

■ 基本方針

県民の命と生活を守り、震災を乗り越え、宮城のさらなる発展に繋げる 土木・建築行政の推進

(基本目標 1) 壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換

大震災により失われた社会資本ストックを早期に再整備しつつ、被災後も一定の施設機能が維持されるよう構造形式や施設配置上の配慮を行い、発生頻度のまれな甚大な災害に対しても同じような被災を繰り返さず県民の生命が守られるよう、防災・減災対策を推進して、壊滅的な被害を回避する粘り強い県土構造への転換を図ります。

(基本目標 2) いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活基盤の整備

安定した暮らし環境を取り戻すため、地域住民の意向を尊重した地域ごとのグランドデザインに基づき、利便性や安全性、文化の継承などを備えた、復興まちづくりを始めとする市街地の整備、公的住宅の充足や住宅再建支援、環境に優しい社会資本整備等を推進し、いつまでも安心して快適に暮らすことができる生活基盤の整備を図ります。

(基本目標 3) かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備

東北全体の復興を先導する視点で広域交流圏・経済圏の形成や地域の発展に資する社会資本整備を推進するとともに、県内固有の地域資源の活用に取り組む等、かつてない賑わいや活力に満ちた東北の発展と宮城の飛躍を支える交流・産業基盤の整備を図ります。

(2) 最重点項目

災害に強いまちづくり宮城モデルの構築の推進

東日本大震災により大きな被害を受けた沿岸地域の復興まちづくりに総力を挙げて取り組み、災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を推進します。そのため、以下に示す3つの項目を主要推進テーマとし、スピード感を持って復興を進めるよう、部内横断的な連携体制を整え、復興の隘路となる課題の解決と円滑な事業推進を図ります。

1) 津波対策としての海岸堤防や多重防御施設などの整備

海岸保全施設や河口部の河川堤防の復旧に当たっては、津波防護レベル(レベル1)^{※1}対策として、本年度中に全ての施設整備に着手する他、津波減災レベル(レベル2)^{※2}対策として、津波の減災効果を有する多重防御施設としての道路や防災緑地の整備について検討を進め事業に着手します。また、復興まちづくりと連携した港湾・空港の大津波等の防災対策の検討を進めます。

※1 津波防護レベル(レベル1)：数十年から百数十年に一度発生する比較的発生頻度の高い津波

※2 津波減災レベル(レベル2)：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

2) 復興まちづくり事業の推進

防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等が円滑に実施できるよう、復興まちづくりに関する各種法律等の運用や、土地評価及び用地取得に関する検討などを通じ、市町による復興まちづくりを支援します。

3) 復興住宅の整備

多くの県民が住宅を失い仮設住宅での生活を強いられていることから、災害公営住宅及び復興住宅の整備に係る市町の支援を進め、被災者が早期に快適な居住環境を享受できるよう取り組みます。

(3) 重点項目

最重点項目である「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」に当たり、重要な構成要素となる、以下の5点を重点項目として推進します。

1) 宮城県社会資本再生・復興計画／緊急アクションプランの推進について

復興関連事業の推進方策やマネジメント手法を確立し、宮城県社会資本再生・復興計画の行動計画である緊急アクションプランの着実な推進を図ります。

2) 宮城県復興住宅計画の推進について

主要プロジェクトの一つとして、宮城県復興住宅計画に基づき、災害公営住宅を中心とする公的住宅の供給や住宅の自立再建支援を推進します。

3) 災害復旧事業の着実な推進について

概ね3年で災害復旧を完了させ、復興まちづくりと関連して調整が必要な箇所についても、全ての復旧が5年以内に完了するよう取り組みます。

平成24年度は、早期復旧が可能な道路、内陸部の河川、ダム関連施設、土砂災害防止施設、建替えを要しない県営住宅、仙台空港、仙台港背後地土地区画整理事業地区内の都市施設などについて復旧を完了する他、流域下水道の終末処理場において段階的に高度処理を開始します。

4) 仙台塩釜港・石巻港・松島港の統合一体化について

三港が一体となって、東北の中核港湾として機能の拡充を図り、宮城はもとより東北地方の産業の競争力を震災以前よりも一層高めるため、平成24年度早期の三港統合一体化を目指します。

5) 仙台空港の民間への運営委託に向けた取組の推進について

国が進める国管理空港の運営の民間委託に合わせ、空港運営を担うこととなる民間会社が、第三セクターの所有する旅客ターミナル施設や鉄道施設等の経営を一体的に行うことにより、機動的な空港運営や経営力の強化を図れるよう、官民連携事業を推進します。

3 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築の歩み

(1) 津波対策としての海岸堤防や多重防御施設等の整備

- ① 数十年から百数十年の頻度で発生する津波（レベル1津波）に対応した海岸堤防や多重防御施設の整備について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 安全な市街地を確保するために必要な沿岸防護施設の整備
- 他部局所管施設との計画面での調整

平成24年度上半期までの取り組み

● 計画面での整理（H23.9～）

沿岸防護施設の高さは、国の中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」により、頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度の津波）を基本に堤防の設計を行うものとしています。宮城県では、三陸南沿岸にて14の地域海岸、仙台湾沿岸にて8の地域海岸に区分し、合計22の地域海岸毎に設定しました。

管理者が異なる所管施設（国土交通省水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁）間での堤防高について、統一性を持たせるように計画面で整合を図りました。

● 「見える復興・見せる復興」の実践

協議設計の実施保留解除に不測の時間を要していることから、部分着手制度を活用し、暫定形での現場着手を実施しています。

（部分着手 H24.3 大曲海岸、H24.6 菖蒲田浜海岸、H24.8 戸倉海岸、H24.2 七北田川）



大曲海岸着工式



菖蒲田海岸着工式



戸倉海岸着工式

● 現場説明会の開催

設計の進捗に伴い、関係機関と共同で順次地元説明会を開催しています。具体的な復旧計画について説明を行い理解と協力を求めています。



定川災害復旧事業概要説明会（H24.7）

平成24年度上半期までの成果

応急段階

応急対策完了
災害査定完了

計画段階

協議設計 153件中108件着手 70.6%
うち、河川42件、海岸52件は全て着手

実施段階

部分着手 8件着手
（河川1件、海岸3件、道路4件）

平成27年度までの
完成を目指す

② 最大クラスの津波（レベル2津波）に対応した海岸堤防や多重防御施設の整備について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題		
<p>● 津波防御施設、まちづくり、避難体制の三位一体となった広義の多重型津波防災対策の構築</p>		
平成 24 年度上半期までの取り組み		
<p>● 沿岸防護施設の粘り強い構造について (H24. 3)</p> <p>東日本大震災では、巨大津波が既設の海岸・河川堤防を大きく越流し、施設に壊滅的な被害をもたらしました。</p> <p>この壊滅的被害を教訓にして、施設復旧にあたっては、想定外の外力が作用しても、破壊・倒壊しにくい構造とし、一定の機能を保持するか、もしくは復旧の容易性を確保するなど、二次被害を軽減できる構造またはシステムを構築する必要があります。</p> <p>このため、海岸堤防では、最大クラスの巨大津波が来襲して施設を越えることとなっても、背後に道路施設や盛土した防災緑地を併設するなどの構造上の工夫により、法尻や堤体の浸食、吸い出しなどの被災を受け難くし、壊滅的な被災を避け、一定の施設機能が維持される「粘り強い」構造とすることにしています。</p>		
<p>● 多重防御施設の整備について (H24. 5)</p> <p>仙台湾沿岸市町において計画されている「多重防御」を基本としたまちづくりを実現するため、多重防御機能を有する盛土構造の道路整備の考え方を整理し、その重要性和効果について関係省庁の理解を得て、復興交付金事業による整備が認められました。</p> <p>当該道路は、一次避難に加えて、津波避難タワー等の避難場所からの二次避難や、被災者の救出に使用する「避難路・救出路」として整備することとし、その構造については、今次津波の被災状況を踏まえて、津波により冠水した場合でも水はけが早く、早期の啓開・救出を可能とする 2m 以上の盛土構造とし、津波襲来後にも施設機能を維持できる 10m 以上の幅員を確保することとしています。</p>		
<p>● 津波避難路の考え方について (H24. 3)</p> <p>津波避難路については、今次津波での経験を踏まえて、自動車利用による避難も想定することとし、その考え方について「津波避難のための施設整備指針」に取りまとめました。避難路の構造については、大規模地震時の消防・救助活動や、避難時の自動車の乗り捨ても想定し、路側に緊急車両を停車した場合でも、避難車両等のすれ違いを可能とする幅員を確保すること等を定めており、平成 24 年度内に県条例に位置づける予定です。</p>		
<p>● 避難計画の考え方について (H24. 3)</p> <p>津波襲来時に円滑な避難を可能とするための避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サイン等の整備に際して留意すべき事項等について整理し指針としてとりまとめました。策定にあたっては、今次津波の際の避難行動分析によって明らかとなった課題の他、国の動きや、既存の宮城県津波対策ガイドライン等における津波避難計画の要素を取り入れました。</p> <p>また、7 月には、沿岸被災市町を対象に津波避難タワーや避難誘導サインに関する現地見学を兼ねて、津波避難に関する勉強会を開催しました。</p>		
平成 24 年度上半期までの成果		
構想段階	計画段階	実施段階
多重防御の考え方について検討完了	沿岸防護施設の構造システムの構築 完了 多重防御施設整備計画・県道相馬亘理線他 1 路線について調査・設計中	

③ 震災教訓の伝承について「3.11 伝承・減災プロジェクト」

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

● 防災啓発活動を通じた震災体験の確実な伝承

平成 24 年度上半期までの取り組み

■ かりへの裾野を拡げ「広く」伝承

● 県民への啓発活動（みやぎ津波防災月間、防災パネル展など）（写真①・②）

宮城県では、昭和 35 年にチリ地震津波が襲った 5 月を「みやぎ津波防災月間」と定め、津波被害の軽減や津波防災意識の向上を図るため、地域と協働で様々な取組を行っており、本年も平成 24 年 5 月 26 日に「津波防災シンポジウム」を開催し、約 250 名の県民の皆様に参加頂き、津波防災意識の啓発を図りました。

また、津波防災パネル展を、平成 24 年 5 月に県庁 2 階ロビーで開催した他、各地区、各イベントなど、様々な機会をとらえて開催しました。更に、平成 24 年 8 月からは、仙台松島道路春日 PA に常設展示スペースを設け、復旧・復興の進捗に関する情報を積極的に行っています。

● 応援都道府県への報告会の開催

現在、本県の公共土木施設（土木部所管）の復旧・復興にあたり、28 都道府県から 104 名（平成 24 年 4 月 1 日現在）の自治法派遣の職員に応援をいただいています。

そこで、現在派遣を頂いている各都道府県へ感謝もこめ、広く東日本大震災の教訓を伝え、派遣の御礼、継続要請とあわせ、本県の被害状況、復旧・復興に向けた取り組み、大震災を踏まえた今後の防災対策のあり方や課題等の報告を行いました。

今回の報告会は、国が南海トラフの被害想定見直しを発表した直後のため、各県とも地震、特に津波に対する意識が高く、熱心に聴講して頂きました。



① 津波防災シンポジウムの様子

② 津波防災パネル展の様子

③ 津波浸水表示板設置事例

■ “記憶“より”記録“で“永く”伝承

● 津波浸水表示板の設置（3.11 伝承・減災プロジェクト）（H24.3）（写真③）

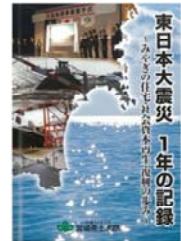
今回の津波の浸水区域や浸水高さを表示する事により、津波の記憶を風化させずに後世に伝える「しるべ」として、また、実物大のハザードマップとして、地域住民の防災意識の啓発や地域事情に不慣れな観光客等への注意喚起を図り、避難行動のきっかけに結びつく、命を守る取組を展開しています。

● 津波資料のアーカイブ化

東日本大震災は、被害規模が近年にない甚大なものであり、その大きな原因となった津波の写真や映像も数多く記録され、それらの資料は大変貴重なものです。このため、県で撮影した資料以外にも、民間企業で記録した資料も収集し、今後の防災活動等に活用できるよう取りまとめています。



東日本大震災
職員の証言（想い）



東日本大震災
1年の記録

平成 24 年度上半期までの成果

構想段階

実施段階

完了

津波浸水標示板設置 21 箇所
津波防災シンポジウム 1 回／年で継続（22 年まで 5 箇所で実施）

津波浸水標示板 500 箇所
津波防災シンポジウム 1 回／年で毎年継続

(2) 復興まちづくり事業の推進

① 防災集団移転促進事業及び被災市街地土地区画整理事業の促進について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題	
●	まちづくり計画と災害復旧事業等との調整
●	早期の住宅再建等を図るために、速やかな住民合意の形成や事業着手が必要
●	災害危険区域外での住宅再建に対する市町の独自支援のための財源確保が必要
平成 24 年度上半期までの取り組み	
●	<p>防災集団移転促進事業の促進について (H24. 3～)</p> <p>防災集団移転促進事業については、平成 24 年 9 月末現在、10 市町 115 地区で国土交通大臣同意を得ており、そのうち 2 市 6 地区で工事着手しています。</p> <p>平成 24 年 8 月 5 日に、岩沼市の玉浦西地区において、防災集団移転促進事業の全国第 1 号の工事着工式を行いました。</p>
●	<p>被災市街地復興土地区画整理事業の促進について (H24. 3～)</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業については、平成 24 年 9 月末現在、6 市町 9 地区で都市計画決定しており、そのうち 3 市町 3 地区が事業認可済みです。</p> <p>平成 24 年 9 月 29 日に、女川町において、被災市街地復興土地区画整理事業の県内第 1 号の工事着工式を行いました。</p>
●	<p>復興まちづくりにおける技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害に強いまちづくり宮城モデル」構築推進連絡調整会議の設置 (H24. 4) 県と市町が相互に問題意識を共有するとともに、各市町がお互いのまちづくりの進捗や懸案事項に関する情報の共有を図り、スピード感をもって復旧・復興事業に取り組むことを目的に設置しました。 ・事業勉強会の実施 (H24. 5, H24. 7) 被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業について、市町職員及びコンサルタントを対象に、制度の概要や留意点の解説等を行いました。また、疑問点の国等への照会や計画策定時に利用できるチェックリスト等の作成も行いました。 ・金融機関に対する防災集団移転促進事業説明会 (H24. 5) 防災集団移転促進事業における移転元地の買取りの際の抵当権の処理について、金融機関に事業制度や課題を説明することにより、各機関での対応を促しました。
●	<p>まちづくりに係る JR 線復旧との調整</p> <p>まちづくりと関連する JR 線の復旧について、鉄道事業者との復旧ルートや駅前広場の設置等調整を行っています。</p>
●	<p>復興まちづくりの進捗状況の情報共有 (H24. 4～)</p> <p>沿岸被災 15 市町が相互に進捗状況や課題の共有が図れるよう「復興まちづくり通信」を発行しました。</p>
●	<p>復興まちづくり担当員の配置 (H24. 4～)</p> <p>復興まちづくりについて、市町と県の間での情報共有を図るとともに、気軽に事業や技術的な相談に応じられるよう、沿岸の土木事務所に専属の復興まちづくり担当員を配置しています。</p>
平成 24 年度上半期までの成果	
構想段階	完了
計画段階	<p>被災市街地復興土地区画整理事業 都市計画決定済 6市町9地区 防災集団移転促進事業 大臣同意済 10市町115地区</p> <p>H24 年度内の 都市計画決定、 大臣同意を目指す</p>
実施段階	<p>工事着手 3市町7地区</p>

② 復興まちづくり事業に関する各種法律等の運用について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

● 復興事業の円滑な実施のため、土地利用調整等が必要

平成 24 年度上半期までの取り組み

● 復興整備計画について

- 東日本大震災復興特別区域法に基づき、各市町復興整備協議会を経て復興整備計画を公表することによって、土地利用に関する特例許可や手続きのワンストップ化を受けることができます。
【特例許可】：市街化調整区域での開発行為の許可，農地転用の許可等
【手続きのワンストップ化】：農地転用許可，地域森林計画区域の変更，保安林の指定・解除等
- 本県では，復興整備計画を各市町と共同で作成しており，各市町の復興整備協議会の事務処理や運営等を共同で行っています。

● 復興整備協議会の開催状況

- 平成 24 年 2 月 17 日に 14 市町で各市町復興整備協議会を設立しました。
- 以降，復興整備協議会を約 1 ヶ月に 1 回のペースで開催しており，のべ 27 市町で協議会を開催しています。(変更分を含む)。(H24.9 現在)

● 復興整備計画の公表状況

平成 24 年 9 月 18 日公表分まで

	防災集団移転 促進事業	土地区画 整理事業	災害公営住宅 整備事業	都市計画 道路事業	津波復興拠点 整備事業	農産物供給 施設整備事業	太陽光発 電事業	計
仙台市	14	0	0	0	0	0	0	14
石巻市	24	2	0	0	0	0	1	27
気仙沼市	23	2	0	4	0	0	0	29
名取市	1	1	1	2	0	0	0	5
岩沼市	2	0	1	0	0	0	0	3
東松島市	7	2	6	0	0	0	0	15
亘理町	6	0	5	0	0	1	0	12
山元町	0	0	1	0	0	0	0	1
女川町	21	1	0	0	0	0	0	22
南三陸町	16	1	4	3	2	0	0	26
計	114	9	18	9	2	1	1	154

平成 24 年度上半期までの成果

復興整備計画にて公表

集団移転促進事業 約 185 地区中 115 地区^(※)の公表 62.2%

※防集法により大臣同意を得た七ヶ浜町 1 地区を含む。

土地区画整理事業 約 30 地区中 9 地区の公表 30.0%

(3) 復興住宅の整備

① 自力再建への支援について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題		
<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した住宅にローンを有する方が新たな住宅ローンを組んで住宅再建する場合、負担増 		
平成 24 年度上半期までの取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策） <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助申請受付開始年月日 平成 24 年 1 月 23 日 ・ 趣旨 <p>東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る 5 年間の利子相当額を補助するものです。</p> ・ 補助対象要件（以下のすべてを満す方） <ul style="list-style-type: none"> イ 県内の自ら居住する住宅を東日本大震災により被災された方で、発災（平成 23 年 3 月 11 日）以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有する方 ロ 住宅再建のために、新たな住宅ローンを契約した前月末時点で、上記の被災住宅に 5 百万円以上の既存の住宅ローンを有する方 ハ 県内に自ら居住する住宅の再建のために、5 百万円以上の新たな住宅ローンを有する方 ・ 事業期間 平成 27 年度末（平成 28 年 3 月 31 日）までに補助申請される方 ・ 補助金額 <p>既存の住宅ローンにかかる 5 年間の利子相当額（元利均等毎月償還による算定額（上限 50 万円））を補助します。</p> ● その他の住宅の自立再建支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構） <p>被災した住宅の再建、補修、住宅購入や宅地の補修の資金に対し、住宅金融支援機構が低利の融資を実施しています。</p> ・ 地域型復興住宅の普及（宮城県地域型復興住宅推進協議会） <p>「宮城県地域型復興住宅推進協議会」と連携し、「地域型復興住宅」の普及により、地域産業の活性化を図るとともに、被災者の自立再建を促進しています。</p> ・ みやぎ復興住宅整備推進会議（H24.6.8 第 1 回開催，H24.8.30 第 2 回開催） <p>住宅・まちづくりに携わる関係機関・団体等が、住宅・まちづくりに関する情報交換・共有を図るとともに、県民や全国に対し先進的で魅力あるみやぎの住宅・まちづくりに関する情報を発信しています。</p> 		
平成 24 年度上半期までの成果		
構想段階	計画段階	実施段階
完了	完了	328 件(総額 158,473 千円)の補助金交付決定
平成 27 年度末まで補助申請受付		

② 災害公営住宅等の整備について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 災害公営住宅の整備に必要な用地の確保
- 市町における建築技術系職員等不足の解消

平成 24 年度上半期までの取り組み

● 災害公営住宅の整備について (H24.9 末現在)

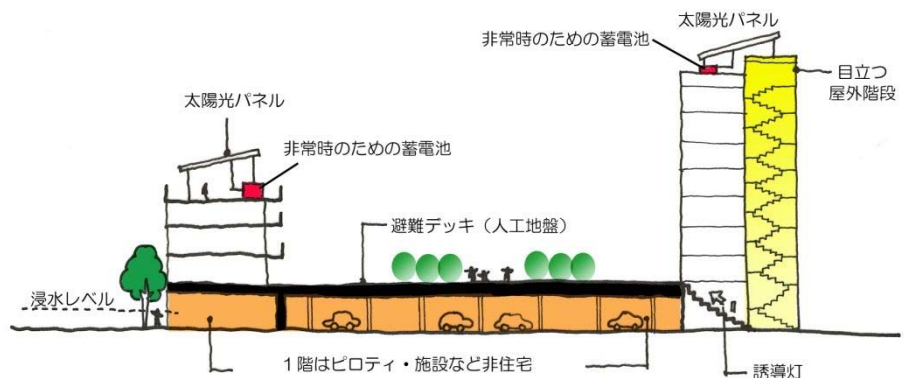
「宮城県復興住宅計画」に基づき、民間企業、各種団体と連携しながら 15,000 戸の災害公営住宅を整備していきます。災害公営住宅の整備計画戸数 15,000 戸のうち、2,659 戸 (14 市町 32 地区) について事業着手しており、その内 797 戸 (6 市町 10 地区) を県が市町から受託し整備を進めています。

● 災害公営住宅の整備指針について (H24.7)

県内で整備を行う災害公営住宅を対象とし、「宮城県復興住宅計画」の基本目標を達成すべく、災害公営住宅の整備の基本的な考え方や地域特性に配慮した取組みを示すため、災害公営住宅の整備を予定している市町と調整を図りながら、「宮城県災害公営住宅整備指針<ガイドライン>」を作成しました。

また、ガイドラインにあわせ、市町村の担当者や設計者向けに、災害公営住宅の設計を行うにあたって必要な事項を示すための「宮城県災害公営住宅設計標準」を作成しました。

このガイドライン等により、快適で安心できる良好な居住空間を備えた、災害に強いまちづくり宮城モデルとしての災害公営住宅の整備を推進します。



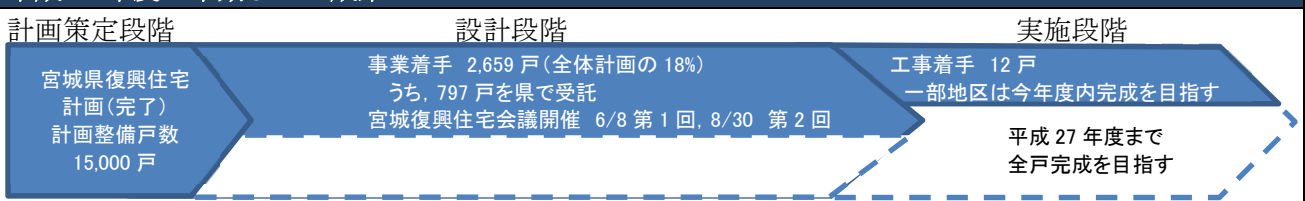
宮城県災害公営住宅整備指針
<ガイドライン>

ガイドラインに盛り込んだ
防災機能を備えた災害公営住宅のイメージ

● みやぎ復興住宅整備推進会議 (H24.6.8 第1回開催, H24.8.30 第2回開催) (再掲)

住宅・まちづくりに携わる関係機関・団体等が、住宅・まちづくりに関する情報交換・共有を図るとともに、県民や全国に対し先進的で魅力あるみやぎの住宅・まちづくりに関する情報を発信しています。

平成 24 年度上半期までの成果



(4) 命の道となる防災道路ネットワークの整備について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 復興道路に位置づけられた三陸縦貫自動車道をはじめとする沿岸道路ネットワークの強化や東西広域連携軸の強化
- 東北の発展を支える基幹的社会資本整備として、加速的な整備を推進

平成 24 年度上半期までの取り組み

● 三陸縦貫自動車道の整備促進について

三陸道については、宮城県道路公社が進める仙台松島道路Ⅵ期事業のうち、利府中 IC～松島海岸 IC 間の 4 車線化が完了し、平成 24 年 7 月 12 日に供用を開始するとともに、三陸道における初の本格的 PA である春日 PA が 8 月 8 日にオープンしました。松島北 IC～鳴瀬奥松島 IC 間の 4 車線化（Ⅶ期事業）についても平成 24 年 8 月 7 日に国の事業認可を受け、平成 26 年度供用を目指し、事業を推進していきます。

また、石巻北 IC 及び石巻北インター線の着工式が平成 24 年 9 月 8 日に開催されるなど、着実な整備促進が図られています。

さらに、国が整備を進める三陸縦貫自動車道については、仙塩道路や矢本石巻道路の 4 車線化事業が進められており、気仙沼・本吉地域の新設区間については、平成 24 年 7 月に国から用地取得事務の一部を受託し、県土地開発公社と一体となって、用地取得を推進すると共に、国と連携を図りながら早期に全線供用が図られるよう、支援していきます。

● みやぎ県北高速幹線道路の整備推進について

みやぎ県北高速幹線道路については、平成 23 年 11 月に事業採択された三陸道登米 IC～登米市中田町石森間のⅡ期区間の調査を進めているほか、登米市中田町石森～迫町北方舟橋間のⅢ期、栗原市築館加倉～築館バイパス間のⅣ期についても、早期事業化に向けて調査を進めるとともに、関係機関と調整を進めています。

● 郡界道路や県際道路等の整備について

今回の大震災で長期間にわたり孤立した大島と本土を結ぶ「大島架橋」は、平成 30 年度の完成に向けて、平成 23 年 10 月及び平成 24 年 7 月に「大島架橋設計検討委員会」を開催し、橋梁の設計を進めているほか、取付道路の工事着手に向けて用地取得を進めています。

その他の道路についても、復興交付金事業の活用等により新規事業化を図るなど、早期に安全で安心な道路ネットワークの形成に向けた取り組みを進めています。

【その他の主な事業箇所】

- | | | |
|-------------|------------------|-----------------|
| (国) 1 1 3 号 | 館矢間バイパス | H24. 5. 31 供用開始 |
| (主) 岩沼蔵王線 | 大師・姥ヶ懐工区 | 平成 24 年度事業着手 |
| (国) 3 4 7 号 | 宇津野(2)工区、柳瀨(2)工区 | 通年通行に向けて事業推進 |



仙台松島道路（利府中 IC～松島海岸 IC）4 車線化供用



みやぎ県北高速幹線道路Ⅰ期区間



(国) 1 1 3 号館矢間バイパス

平成 24 年度上半期までの成果

計画段階

三陸縦貫自動車道 宮城県内 延長 126km
(うち4車線化 延長 66km)

実施段階

供用中 74km(58.7%)
(4車線化供用中 4km(1.8%))

(5) 物流・交流基盤の強化

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 港湾施設機能強化を図り、物流基盤を充実させるための三港一体化
- 港湾の機能回復や物流機能の確保のための早急な港湾施設の復旧・整備

平成 24 年度上半期までの取り組み

● 仙台塩釜港、石巻港、松島港の三港一体化について

三港一体化については、東日本大震災からの復興のシンボルとして、平成 24 年 3 月に『宮城県統合港湾長期構想委員会』を開催し、『統合港湾の長期構想と港湾計画の素案』をとりまとめ、同月「仙台塩釜港の港湾区域の変更」（国際拠点港湾仙台塩釜港へ重要港湾石巻港、地方港湾松島港の編入）について宮城県地方港湾審議会に諮問し、三港の統合について県の方針として了承されました。

その後、平成 24 年 8 月に国土交通大臣に対して各港の機能の進め、効果的・効率的な整備を図るため、港湾区域の変更にかかる同意協議を行いました。



(宮城県統合港湾長期構想委員会)

● 仙台塩釜港、石巻港の整備について

仙台塩釜港、石巻港は啓開作業により平成 23 年 4 月 1 日から一般貨物船の入港可能となり、応急復旧を平成 23 年 8 月までに完了しました。

復旧については、平成 23 年 12 月まで災害査定を完了し、その後、平成 25 年度完了を目指し、本格的な復旧工事に着手しています。また、併せて津波防護レベル（L1）に対応した海岸保全施設（防潮堤）の新規計画及び整備を進めています。

上半期までの復旧状況は、仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区）で約 5 割、石巻港で約 8 割の港湾施設の工事執行を行いました。特に、仙台港区においては、平成 24 年 4 月下旬までにコンテナ物流の一躍を担うコンテナヤード（CY）やガントリークレーン（GC4 基）の供用を図りました。また、石巻港においては 6 月上旬の着工式開催や石巻地区の震災がれき処理の一助として、平成 24 年 12 月からの受入態勢を整えるため廃棄物護岸の整備に平成 24 年 3 月着手しました。



復旧した高砂 CY と GC [仙台塩釜港（仙台港区）]



整備の進む雲雀野廃棄物護岸 [石巻港]

平成 24 年度上半期までの成果

応急段階

計画段階

実施段階

応急完了

被災件数(仙台塩釜港・石巻港の港湾施設) 159 件

工事着手件数 89 件(56%)
H24.9 現在

港湾物流の確保のための整備(コンテナヤード拡張, バルク対応, 津波対策等)

(6) 復旧・復興事業の施工確保に向けた取り組みについて

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 膨大な復旧復興事業に伴う入札不調の増加
(入札不調の要因：労務資材単価の高騰、技術者・労働者不足、建設資材の不足等)

平成24年度上半期までの取り組み

● 入札契約制度

増大する工事への対応として、応札機会の拡大や受発注者の事務手続き軽減のため、既存制度の拡充や緩和など下記の対応を実施しました。

- ・ 総合評価「特別簡易型」の創設と拡充(平成24年4月より5億円まで対象を拡大)
- ・ 等級別発注金額の引き上げ、混合複数等級入札(平成24年4月より追加措置)
- ・ 発注見通し(工事・委託)の公表(平成24年4月より四半期毎の公表、平成24年8月より委託の公表)

● 予定価格の適切な算出

労務や資材など変動が伴う実勢価格へ対応のため、予定価格を適正に算出する必要があるため工事積算に関して下記の対応を実施しました。

- ・ 実勢を反映した労務単価の適用(2月、6月適用) ・ スライド条項の適用(3月2日適用済)
- ・ 労働者確保に要する追加費用(3月1日適用済) ・ 点在現場毎の間接費算定(6月29日適用済)
- ・ 急激な物価変動に対応した設計単価の採用(平成24年8月20日適用済)
- ・ 沿草地からの建設資材調達に係る設計変更の導入(平成24年10月1日適用済)

● 技術者等の確保

工事で必要となる配置技術者を確保するため既存制度の緩和や新たな制度の創出等、下記の対応を実施し、制度の見直しも随時行っています。

- ・ 復興JV制度の創設(平成24年4月1日適用済)
- ・ 配置技術者の雇用要件・専任要件の緩和(平成24年4月1日適用済)
- ・ 舗装工事の下請制限の緩和(平成24年5月24日適用済)

● 建設資材の確保

建設投資の見通し、資材の需給量調査、情報共有、課題の把握と対応策の検討を目的として「建設資材対策東北地方連絡会・宮城県分会・地区連絡会議」を設置し、宮城県分会を2回開催しました。これにより相当規模の主要資材の供給能力向上が図られました。



第1回建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会(5月23日)



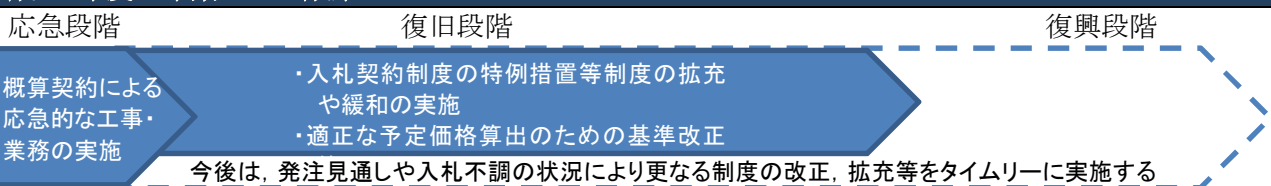
第2回建設資材対策東北地方連絡会宮城県分会(7月31日)

● 事業執行体制の強化

復旧・復興事業の執行体制を強化するため、発注ロッドの拡大など下記の対応を実施しました。

- ・ 地方機関の執行限度額の拡大(平成23年12月適用済、平成24年8月復興事業へ適用拡大)
- ・ 発注者支援業務の活用(平成24年4月1日適用済)

平成24年度上半期までの成果



(7) 土地評価及び用地取得について

災害に強いまちづくりを進めていく上での課題

- 用地リスクの早期発見及びその解消
- 国や被災市町等との連携強化

平成 24 年度上半期までの取り組み

● 土地評価・地権者協議の迅速化と用地買収の早期着手

協議設計保留解除後における用地測量等の即時着手と用地リスクの軽減を図るため、暫定幅員による権利者調査等を実施しました。(実施済筆数 17,200 筆, 地権者数等 7,200 人)

また、平成 24 年 7 月 25 日～27 日に用地課と河川課等が一体となって、仙台・東部・気仙沼の各土木事務所に出向き、事務所の用地・技術職員とともに、河川・海岸事業の具体的な事業箇所について、用地・技術両面における諸課題の検討を行いました。同時に、多数相続地等任意取得が困難な土地を計画的に取得できるよう、事業認定から土地収用に至るスケジュール等の説明を行い、土地収用制度の早期着手と効果的活用を促しました。

● 土地情報の共有化

被災 15 市町の 136 地点で平成 24 年 4 月 1 日時点における不動産一括鑑定評価を実施し、震災補正率判断基準の統一化と県内における価格バランスを確保しました。この情報を 4 月 2 日に被災市町に提供するとともに、4 月 18 日には「土地評価情報連絡会議」(東北用地対策連絡会連宮城県支部)を開催し、一括鑑定を行った不動産鑑定士から、評価結果の解説や震災補正率の考え方などについて、被災市町等に説明を行いました。このため、当該一括鑑定評価の結果は、以後の被災地域における土地価格水準の目安となっています。

なお、県及び被災市町等が徴した不動産鑑定評価書については、東北地区用地対策連絡会を通じて、情報の共有化を図っています。

● 各種研修会への参加案内と相談などへの助言・指導の実施

県の用地業務新任職員を対象に 5 月 8 日から 4 日間開催した研修に市町村職員も受講可能としたため、被災市町含め 21 市町から 60 名の参加があり、用地担当職員として必要な基礎知識の習得を図りました。このことは、被災市町の復旧・復興事業の一助となっています。

また、「被災市町に対する用地補償に関する相談会」を開催し(5/16～30)、希望した 8 市町が抱える諸課題について、助言や指導を行いました。(東部・気仙沼土木事務所管内は、現地にて実施。)

平成 24 年度上半期までの成果



4 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築の進捗状況

(1) 河川災害復旧事業及び海岸災害復旧事業

【進捗状況】

●河川施設の津波対策（L1対応高）での復旧箇所において、必要な応急復旧工事を進め、一定の堤防強化が完了しています。引き続き、本復旧工事に着手します。

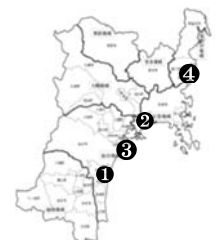
●海岸災害復旧事業(※)についても同様に、必要な応急復旧工事を進め、一定の堤防強化が完了しています。現在、L1対応高さでの施設設計を進め、戸倉海岸、仙台湾南部海岸（直轄代行）など16箇所において本格的な復旧工事に着手しています。

●今後も、施設設計を進め、まちづくりと整合を図りながら、早期復旧を図ります。

※海岸災害復旧事業：土木部所管事業で港湾海岸及び仙台湾南部海岸（直轄代行）を含む。

市町名	土木部所管 河川災害復旧事業				土木部所管海岸（建設・港湾）災害復旧事業			
	箇所数	上段：済・率（工事着手(応急含む)）		0 50 100%	箇所数	上段：済・率（工事着手(応急含む)）		0 50 100%
		済	率			済	率	
気仙沼市	7	7	100.0%		27	12	44.4%	
		1	14.3%			0	0.0%	
南三陸町	10	8	80.0%		6	4	66.7%	
		0	0.0%			1	16.7%	
石巻市	8	7	87.5%		22	12	54.5%	
		1	12.5%			3	13.6%	
女川町	1	1	100.0%		6	2	33.3%	
		0	0.0%			2	33.3%	
東松島市	4	4	100.0%		7	5	71.4%	
		1	25.0%			2	28.6%	
松島町	1	0	0.0%		11	0	0.0%	
		0	0.0%			0	0.0%	
利府町								
塩竈市					22	3	13.6%	
						0	0.0%	
七ヶ浜町					17	3	17.6%	
						1	5.9%	
多賀城市	1	1	100.0%					
		0	0.0%					
仙台市	2	2	100.0%		3	2	66.7%	
		1	50.0%			2	66.7%	
名取市	3	3	100.0%		1	1	100.0%	
		0	0.0%			1	100.0%	
岩沼市	3	3	100.0%		2	2	100.0%	
		0	0.0%			2	100.0%	
亘理町								
山元町	2	2	100.0%		2	2	100.0%	
		0	0.0%			2	100.0%	
その他6市町(※1)								
合計	42	38	90.5%		126	48	38.1%	
		4	9.5%			16	12.7%	

※1：登米市，栗原市，大崎市，大郷町，涌谷町，美里町



(2) 防災集団移転促進事業及び被災市街地土地区画整理事業

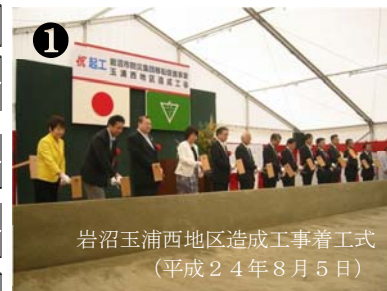
【進捗状況】

●防災集団移転促進事業については、事業着手にあたる事業計画の大臣同意済み地区は185地区中115地区（62.2%）。内、仙台市、岩沼市の6地区で工事着手しています。

●被災市街地復興土地区画整理事業については、都市計画決定を行った地区は、全体30地区中9地区（30%）。その内、3地区で事業認可済みとなっています。

市町名	防災集団移転促進事業				土地区画整理事業			
	計画地区数	上段：済・率（事業計画同意）	下段：済・率（造成工事着手）	進捗率	計画地区数	上段：済・率（都市計画決定）	下段：済・率（事業認可）	進捗率
		0	50	100%		0	50	100%
気仙沼市	47	23 48.9%	0 0.0%		3	2 66.7%	0 0.0%	
南三陸町	26	16 61.5%	0 0.0%		1	1 100.0%	0 0.0%	
石巻市	50	24 48.0%	0 0.0%		11	2 18.2%	1 9.1%	
女川町	21	21 100.0%	0 0.0%		1	1 100.0%	1 100.0%	
東松島市	7	7 100.0%	0 0.0%		5	2 40.0%	1 20.0%	
松島町								
利府町								
塩竈市	2	0 0.0%	0 0.0%		2	0 0.0%	0 0.0%	
七ヶ浜町	5	1 20.0%	0 0.0%		4	0 0.0%	0 0.0%	
多賀城市					1	0 0.0%	0 0.0%	
仙台市	15	14 93.3%	4 26.7%		1	0 0.0%	0 0.0%	
名取市	1	1 100.0%	0 0.0%		1	1 100.0%	0 0.0%	
岩沼市	2	2 100.0%	2 100.0%					
亶理町	6	6 100.0%	0 0.0%					
山元町	3	0 0.0%	0 0.0%					
その他6市町（※1）								
合計	185	115 62.2%	6 3.2%		30	9 30.0%	3 10.0%	

※1：登米市、栗原市、大崎市、大郷町、涌谷町、美里町



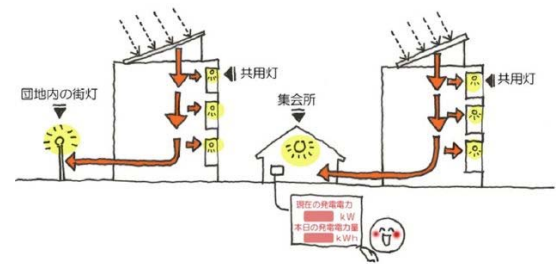
(3) 災害公営住宅

【進捗状況】

●災害公営住宅の整備計画戸数15,000戸のうち、現時点で、14町の32地区2,659戸の整備に着手済みであり、年度内に6,000戸に着手予定であります。

●県の市町支援として、5,000戸を整備する予定であり、そのうち1,000戸は県営住宅として実施し、先導的に取り組んで参ります。残り4,000戸は、市町の委託により実施し、石巻市や岩沼市、山元町など6市町10地区797戸の整備に着手しております。

市町名	災害公営住宅			
	計画戸数	上段：済・率（事業着手）		0 50 100%
		下段：済・率（建築工事着手）		
※2				
気仙沼市	2,200	160	7.3%	0.0%
南三陸町	1,000	100	10.0%	0.0%
石巻市	(4,000)	240	6.0%	0.0%
女川町	715	200	28.0%	0.0%
東松島市	860	41	4.8%	0.0%
松島町	40		0.0%	0.0%
利府町	(20)		0.0%	0.0%
塩竈市	300	80	26.7%	0.0%
七ヶ浜町	250	102	40.8%	0.0%
多賀城市	361	160	44.3%	0.0%
仙台市	3,000	1067	35.6%	0.4%
名取市	(1,000)		0.0%	0.0%
岩沼市	224	224	100.0%	0.0%
亘理町	400	100	25.0%	0.0%
山元町	600	110	18.3%	0.0%
その他6市町(※1)	335	75	22.4%	0.0%
合計	15,000	2,659	17.7%	0.1%



復興住宅の整備イメージ

※1：登米市、栗原市、大崎市、大郷町、涌谷町、美里町
 ※2：計画戸数合計15,000戸は、宮城県復興住宅計画における整備目標。
 () 書きは県の試算値。

